

「港湾の設計・測量・調査等業務における契約変更事務 ガイドライン(R5.3月)」の改定ポイント



○「新・担い手3法」や改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制より、これまで以上に適切な設計変更や受発注者間協議の重要性が高まっていることを受け、R4.3月に改定された工事版の契約変更事務ガイドラインに続き、以下の課題等を踏まえ業務版の契約変更事務ガイドラインを改定。

◆現行ガイドラインの課題

① 使いやすさの向上(1)

- ・記載が各所に点在している。
- ・工事版に比べ、補足や解説の記載が少ない。

② 使いやすさの向上(2)

- ・設計変更事例の拡充を図ってきたが、事例数が多くなり煩雑になっている。

③ 設計変更に係る環境の変化への対応

- ・品質確保調整会議における協議や適正な履行期間の重要性の高まりを踏まえた内容とする必要がある。

④ 協議に向けた受発注者間での認識の共有

- ・適切な設計変更のため、受発注者双方で認識を共有する必要がある事項を具体的に明示する必要がある。

⑤ 設計変更における課題への対応

- ・設計図書の記載不足により、設計変更に繋げられない。

◆課題への対応（改定ポイント）

① 文章・構成の再整理による見やすさ向上

- ・ポイントをおさえた文章への修正や全体の構成見直し
- ・工事版に準拠した記載の充実

② 設計変更事例の見やすさと検索性の向上

- ・掲載事例の選別（類似事例の集約）
- ・業務種別毎に一覧表を整理

③ 各種関連取組との整合

- ・「品質確保調整会議」のほか、設計変更に関する各種取組の内容を踏まえた記載の充実

④ 設計変更するための主なポイントの整理

- ・R4.3月に改定した「港湾工事の契約変更事務ガイドライン」を参考に、設計変更に必要なポイントを整理
- ・設計変更に至らなかつた事例、意見を参考に、設計変更に関する質問・回答集を追加
- ・見積参考資料、打合せ記録簿は協議対象とならないことや契約書の条項に該当する事由等を追記。

⑤ 発注段階における留意事項の整理

- ・適切な設計変更のために、発注段階において留意が必要な事項を整理
- ・条件、数量等の明示や契約後に変更が生じる可能性の明示等、円滑な設計変更に繋がる設計図書の記載例・事例を追加

「港湾の設計・測量・調査等業務における契約変更事務 ガイドライン」の概要



「港湾の設計・測量・調査等業務における契約変更事務ガイドライン」のポイント

- 目的：契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるよう策定したものである。
- 構成：「I 本編」、「II 設計変更の事例」、「III 参考資料」の3編で構成。
 - 「I 本編」……設計変更における基本事項や留意事項のほか、設計変更を行うためのポイントや契約条項毎の考え方など、基本的な考え方を記載。
 - 「II 設計変更の事例」……過去に実際に行った設計変更の事例を掲載。
 - 「III 参考資料」……設計変更に関する質問・回答や受発注者間のコミュニケーションのほか、関連する契約書条項の原文及び共通仕様書の規定を記載。
- ポイント：
 - ①個々の設計変更にあたっては、案件毎にそれぞれ条件や事情が異なることに加え、受発注者双方が合意のうえ変更契約をすることが不可欠である点を踏まえ、ガイドラインの活用と併せて、業務品質確保調整会議等を活用し、受発注者間で十分に協議のうえ判断することが重要である。
 - ②発注者は、設計図書における的確な条件明示、適正な履行期間の設定に加えて、適切な設計変更のため、積算と実作業等の費用乖離や実施状況による変更の可能性について予め契約後の協議対象とするなど、発注段階においても留意が必要である。
 - ③受注者は、設計図書に明示された条件や業務内容等を確認し、設計図書と実際の条件等が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合、その事由に加え、受注者の提案する内容が合理的であるという根拠を整理する必要がある。
 - ④設計変更に伴う業務料や履行期間の変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行う必要があることから、実施前に書面により協議することを原則とし、受発注者において、当該業務での設計変更の必要性（別件業務としない妥当性）、履行方法等を十分確認する必要がある。

「港湾の設計・測量・調査等業務における契約変更事務 ガイドライン」の概要(全体構成)



I 本編

1. 策定の目的

- ◆適切な設計変更の必要性
- ◆本ガイドライン策定の目的
- ◆適用範囲

2. 設計変更の基本事項

- 用語の定義
- 設計変更に関する主な条項

3. 設計変更の留意事項

- (1)発注者の留意事項
- (2)受注者の留意事項
- (3)受発注者の留意事項
- (4)入札契約時の契約図書等の疑義の解決

4. 設計変更の考え方

- (1)設計変更が可能なケースと不可能なケース
- (2)設計変更を行うための主なポイント
- (3)設計・測量・調査等業務標準契約書の条項に基づく設計変更の考え方
 - ①契約書第08条：特許権等の使用
 - ②契約書第12条：地元関係者との交渉等
 - ③契約書第17条：設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務
 - ④契約書第18条：条件変更等（第1項第一～五号）
 - ⑤契約書第19条：設計図書等の変更
 - ⑥契約書第20条：業務の中止
 - ⑦契約書第21条：業務に係る受注者の提案
 - ⑧契約書第23条：受注者の請求による履行期間の変更
 - ⑨契約書第24条：発注者の請求による履行期間の短縮
 - ⑩契約書第27条：臨機の措置
 - ⑪契約書第28条：一般的損害
 - ⑫契約書第29条：第三者に及ぼした損害

- ⑬契約書第30条：不可抗力による損害
- ⑭契約書第31条：業務料の変更に変える設計図書の変更
- ⑮契約書第34条：引渡し前における成果物の使用
- (4)「設計図書の点検」の基本的な考え方

5. 設計変更にかかる資料の作成

- (1)設計照査と内容確認
- (2)設計変更に必要な資料作成

II 設計変更の事例

「事例一覧表」・「事例個票」

- 1. 設計業務(契約書第18条, 第19条)
- 2. 測量業務(契約書第18条, 第19条, 第23条)
- 3. 調査業務(契約書第18条, 第19条, 第23条)
- 4. 検討業務(契約書第18条, 第19条, 第23条)

III 参考資料

1. 設計変更に関する質問・回答

2. 受発注者のコミュニケーション

- (1)業務品質確保調整会議
 - 地盤条件等の情報共有
 - 情報共有の円滑化
- (2)クイックレスポンス

3. 設計図書への位置づけ

- 設計図書における「契約変更事務ガイドライン」の位置づけ
- 設計変更に関する設計図書の記載事例

4. 設計・測量・調査等業務契約書(抜粋)

5. 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(抜粋)

「港湾の設計・測量・調査等業務における契約変更事務 ガイドライン」の概要（Ⅰ 本編）



I 本編

1. 策定の目的

◆本ガイドラインの背景・目的

- ・設計・測量・調査等業務(以下、「業務」という。)は多岐にわたる専門分野の成果物を様々なプロセスを経て作成するものであり、気象・海象等の影響により条件の相違が生じるほか、検討過程において新たな課題や条件の変更・追加が生じることなど、予見できない事態が発生することが多々ある。
- ・これらにより生じる設計変更は、受注者の責によるものではないことから、適切に設計変更を行う必要がある。
- ・本ガイドラインは、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるよう策定したものである。
- ・ただし、本ガイドラインはあくまでも指針であり、設計変更の適否について明確な基準を示すものではないことから、個々の設計変更にあたっては、案件毎に条件等が異なることや受発注者双方の合意が不可欠である点を踏まえ、受発注者間の十分な協議結果に基づいた判断が重要であることに留意されたい。

◆適用範囲

- ・主な対象は国が発注する港湾の業務とするが、地方公共団体及び民間事業者が発注する業務に準用することを推奨。

2. 設計変更の基本事項

○用語の定義

- ・**設計変更**：業務の実施に当たり、設計図書の変更にかかるもの
- ・**契約変更**：設計変更により、業務契約書に規定する各条項に従って、履行期間や業務料の変更にかかるもの
- ・**設計図書**：仕様書(共通仕様書及び特記仕様書)、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書
- ・**契約図書**：契約書及び設計図書※契約書には技術提案書を含む
- ・**見積参考資料**：発注者側積算の考え方について明示したもの
　　設計図書ではなく、契約上の拘束力は生じない

○設計変更に関する主な条項

- ・第08条、第12条、第17～21条、第23条、第24条、第27～31条、第34条

3. 設計変更の留意事項

(1) 発注者の留意事項

- ・設計図書に条件等の必要な事項を的確に明示することに加え、公平公正に適正な履行期間を設定する。
- ・設計変更の必要が生じた場合、受注者に対し書面にて迅速且つ的確な指示を行う。
- ・適切な設計変更のため、発注段階において以下も留意。
 - ▶ 見積参考資料は設計変更の協議対象とならないため、条件や数量等は見積参考資料のみではなく設計図書に適切に明示すること。
 - ▶ 積算と実作業等の費用乖離が生じる可能性がある場合、過去の実績などを踏まえて条件及び積算等を見直すこと。（もしくは契約後の協議対象とすることを明示）
 - ▶ 条件等が具体的に確定出来ない場合や実施状況により変更が生じる可能性がある場合、予め契約後の協議対象とすることを設計図書に明示すること。

(2) 受注者の留意事項

- ・設計図書に明示された条件や業務内容等を再確認。
- ・設計変更の必要が生じた場合、速やかに書面で発注者に確認。

(3) 受発注者の留意事項

- ・書面による協議が原則。
- ・当該業務での設計変更の必要性(別件業務としない妥当性)、履行方法等を十分確認。
- ・変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行う。

(4) 入札契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・契約図書等に係る疑義については、質問または協議により、入札前の段階、設計図書の点検の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がる。

「港湾の設計・測量・調査等業務における契約変更事務 ガイドライン」の概要(Ⅰ 本編、Ⅱ 設計変更の事例)



4. 設計変更の考え方

(1) 設計変更が可能なケースと不可能なケース

● 設計変更が可能なケース

- ・受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- ・所定の手続きを行い、発注者が変更の必要があると認めた場合
- ・設計の基準となる示方書、指針等が改定になった場合
- ・「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合

● 設計変更が不可能なケース

(災害時等の緊急性を要する場合はこの限りではない)

- ・契約図書に条件明示のない事項を受注者判断で実施した場合
- ・受注者の都合により、「承諾」事項として処理された内容
- ・所定の手続きを経ずに業務を実施した場合
- ・書面によらない業務を実施した場合（打合せ記録簿は書面に該当しない。）

(2) 設計変更を行うための主なポイント

- ・疑義及び協議事項がある場合、実施前の協議を徹底。
- ・受発注者双方の合意の根拠として、書面協議を確実に行う。
- ・担当者間で合意に至らない場合などは、受発注者の関係者が一同に会する場（業務品質確保調整会議等）で十分な協議を行う。
- ・協議においては、設計変更に必要な事項や変更内容を議論のうえ、その結果を議事録として残すなど、受発注者間で意識共有を図り、合意に至った協議事項については、確実に契約変更に結び付ける。この際、発注者は「過去に前例がないこと」のみを以て、設計変更を認めない理由としないことも重要。
- ・設計図書に示された条件等と実作業等が異なることを示す根拠に加え、受注者の提案内容が合理的であるという根拠を整理。

(3) 業務契約書の条項に基づく設計変更の考え方

- ・設計変更の手続きは、業務契約書の各条項を根拠に実施されるが、手続きや考え方もそれぞれ異なるため、各条項に基づいた設計変更の基本的な考え方、該当する事由について記載。
- ・設計変更の機会が多い契約書第18条は、手続きフロー図も記載。

(4) 「設計図書の点検」の基本的な考え方

- ・受注者は港湾業務共通仕様書 1-4により設計図書の内容を十分点検し、疑義や業務契約書第18条に該当する事実を発見した場合、発注者に書面により確認を請求しなければならない。

5. 設計変更にかかる資料の作成

(1) 設計照査と内容確認

- ・業務契約書第18条第1項に該当する事実が発見された場合、受注者は「履行条件確認請求書」を提出し、発注者に確認を求めなければならない。なお、この資料作成の費用は契約変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料作成

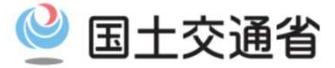
- ・業務契約書第18条第1項に基づく設計変更のための資料作成は、同条第4項に基づき発注者が行う。
- ・資料作成を受注者に行わせる場合、設計変更が必要な内容を受発注者間で確認、書面により協議し合意を図り、発注者が指示する。
- ・指示に基づく資料作成の費用は契約変更の対象とする。

II 設計変更の事例

「事例一覧表」・「事例個票」

- ・過去に実際に行った設計変更の事例（一覧表及び個票）を掲載。ただし、「第18条」、「第19条」、「第23条」以外に基づく事例の掲載はない。
- ・事例はあくまでも過去の参考事例として示しているものであり、設計変更事例をもって、当該業務での変更契約を担保するものでない。

「港湾の設計・測量・調査等業務における契約変更事務 ガイドライン」の概要(Ⅲ 参考資料)



III 参考資料

1. 設計変更に関する質問・回答

- 問1～6. 事例を踏まえた設計変更の考え方
- 問7. 積算書・見積参考資料が設計変更の協議対象とならない理由

2. 受発注者のコミュニケーション

(1) 業務品質確保調整会議（対象：原則、全業務）

- ・受発注者双方の責任者に加え、必要に応じ土質調査者も参加し、業務の条件や工程、設計変更の確認・調整及び決定等及び、地盤条件等の情報共有を行う。必要に応じて複数開催ができる。
- ・発注者は、受注者から開催要請があった場合、要請内容を確認の上、会議を開催しなければならない。

○地盤条件等の情報共有（対象：地盤条件が特殊・複雑等である業務）

- ・設計受注者、土質調査者及び発注者の三者により、地盤条件等の情報共有並びに設計上の課題に対する意見交換等を行う。

○情報共有の円滑化（対象：原則、構造物の基本設計）

- ・「業務スケジュール進捗表」を作成、受発注者間での情報共有を円滑化。

(2) クイックレスポンス

- ・受注者から質問・協議を「その日のうち」に対応する取組。

3. 設計図書への位置づけ

- 設計図書における「契約変更事務ガイドライン」の位置づけ
 - ・本ガイドラインを参考とすることを特記仕様書に記載。

○設計変更に関する設計図書の記載事例

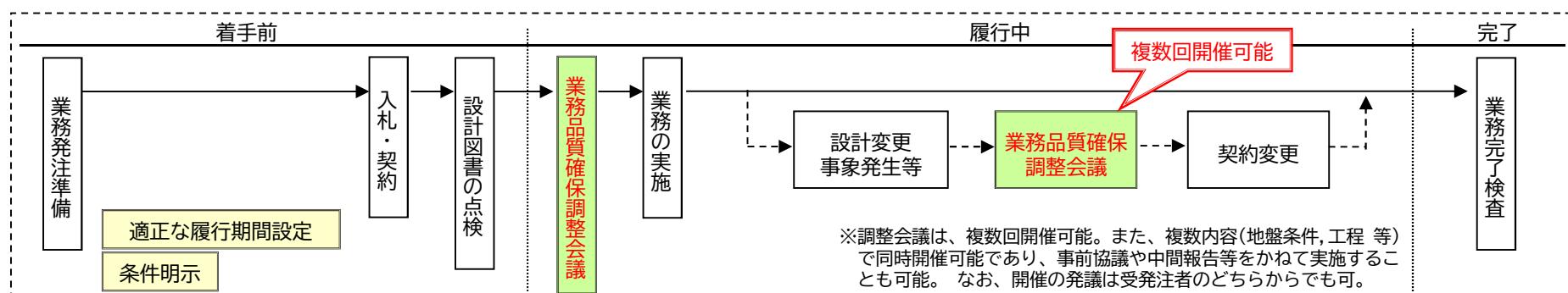
- ・発注段階における発注者の留意事項として、円滑な設計変更につながる設計図書の記載例・事例を掲載。
- ・記載例・事例はあくまでも参考であり、個別案件の設計図書については、条件、業務内容、数量等の的確な明示及び契約後に変更が生じる可能性のある項目等の明示に留意し作成することが重要である。

4. 設計・測量・調査等業務契約書(抜粋)

- ・業務契約書における設計変更に関する主な条項の原文を記載
第1条、第2条、第8条、第12条、第17～21条、第23、24条、第27～31条、第34条

5. 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(抜粋)

- ・港湾業務共通資料書における設計変更に関する主な規定を記載
1-4設計図書の点検、1-22損害、1-23契約変更、1-24履行期間の変更、1-25一時中止



<参考図>業務品質確保調整会議 開催時期